

東京都
再開発等促進区を
定める地区計画
運用基準

東京都都市整備局
平成27年3月

目 次

第 1 総則	1
1 目的	1
2 基本目標	1
3 本運用基準の位置付け	1
4 用語の定義	2
第 2 策定基準	5
1 区域の要件	5
（1）基本計画等との適合	5
（2）基本的要件	5
（3）規模	5
（4）区域の設定	6
（5）主要な公共施設及び地区施設	7
（6）道路	7
（7）公園、緑地、広場その他の公共空地	8
（8）施設の将来管理者及び所有者	8
（9）計画容積率の設定	9
（10）有効空地	9
（11）計画建築物の壁面の位置の制限	11
（12）計画建築物の高さの最高限度	11
（13）公共公益施設の整備の推進	12
（14）防火地域の指定及び高度地区の廃止	13
2 都市環境への配慮と周辺市街地との調和	14
（1）土地利用	14
（2）都市施設	14
（3）防災への対応	15
（4）都市環境への配慮	16
（5）福祉の都市づくり	18

第3	技術基準	19
1	計画容積率の設定	19
2	見直し相当容積率の設定	19
	(1) 都市構造上の位置付けの評価	19
	(2) 骨格的な都市基盤施設（都市計画施設）の評価	19
	(3) 主要な公共施設及び地区施設の評価	19
3	評価容積率の設定の方法	20
	(1) 有効空地の計画の評価	20
	(2) 区域環境の整備、改善及び向上に資する施設計画の評価	20
	(3) 地域の育成及び整備に貢献する施設計画の評価	21
	(4) 歴史的、文化的環境の保全、整備に資する施設計画の評価	22
	(5) 地区基盤施設の評価	22
4	有効空地算定基準	23
	(1) 有効空地による評価容積率の設定	23
	(2) 有効空地面積	24
	(3) 有効係数	26
5	評価容積率の最高限度等	31
	(1) 評価容積率の最高限度及び評価容積率に充当できる用途の内訳	31
	(2) 評価容積率の対象となる部分	31
	(3) 事務所用途に関する制限	31
	(4) 住居系用途地域に関する制限	31
	(5) 評価容積率の最高限度及び育成用途の設定	32
	(6) 評価容積率の最高限度及び住宅用途の設定	33
	(7) 高齢者福祉施設に係る評価容積率の最高限度	34
6	容積の適正配分	34
	(1) 適正配分後の計画容積率の限度	34
	(2) 容積の適正配分の特例	34
	(3) 容積の適正配分の算定	34
7	用途の適正配置	35
	(1) 用途の適正配置の条件	35
第4	計画内容の実現とその担保	36
1	主要な公共施設、地区施設等の公共施設及び有効空地等の整備及び管理の確実性	36
	(1) 開発者負担の協議	36
	(2) 開発者負担の内容	36
2	建築物等の制限内容の担保	37

(1) 都市計画による担保	37
(2) 建築制限条例による担保	37
3 有効空地等の維持管理	37
(1) 有効空地等の維持管理	37
(2) 公衆への周知	37
4 帰宅困難者対策の消防計画（事業所防災計画）への記載	37
第5 計画手続と運用システム	38
1 関係地権者、住民等による地区計画の提案、企画提案書の作成と提出	38
2 協議会等連絡体制の整備	38
3 計画手続の流れ	38
第6 特例地区	42
1 街並み景観重点地区	42
(1) 街並み景観の形成に資する計画の評価（評価容積率の設定）	42
(2) 街並み景観の形成に当たり配慮する事項	43
(3) 評価容積率の最高限度と用途制限	43
2 街並み再生地区	43
3 老朽化した住宅団地の建替えを行う地域など	44
(1) 区域の設定	44
(2) 周辺市街地との調和	44
(3) 建ぺい率の緩和	44
(4) 絶対高さ制限の緩和	44
(5) 評価容積率の最高限度の緩和	45
(6) 壁面の位置の制限の緩和	45
(7) 住環境等の継承、保全	45
4 幹線道路沿道の地域	45
5 臨海副都心（台場、青海、有明南、有明北）	45
第7 その他	46

再開発等促進区を定める地区計画運用基準

第 1 総 則

1 目 的

「再開発等促進区を定める地区計画」は、まとまった低・未利用地など相当程度の土地の区域において、円滑な土地利用転換を推進するため、公共施設等の都市基盤整備と優良な建築物等の一体的整備に関する計画に基づき、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るとともに、一体的、総合的な市街地の再開発又は開発整備を行うことを目的とした制度であり、計画的に活用することが重要である。

また、東京都内の個々の地域が将来目指すべき市街地像を、きめ細かに示しながら、それぞれの地域のまちづくりの熟度などに合わせて、土地利用転換を段階的に進めるためにも、有効な制度である。

このような目的のため、東京都では、「再開発等促進区を定める地区計画」についての運用基準を定め、その積極的な推進を図ることとする。

2 基本目標

本運用基準は、センター・コア・エリアなどの育成、都心居住の推進、街並み景観の形成、都民提案による身近な街区の再編、住宅団地の再生など、東京の個々の地域特性に応じたまちづくりを推進することを目標として運用する。

3 本運用基準の位置付け

本運用基準は、東京都が区部において決定する、再開発等促進区の面積が3,0haを超える「再開発等促進区を定める地区計画」について、東京都がこれからの都市づくりを進めていくに当たり、その望ましい運用についての原則的な考え方を示したものである。

また、その他の地域や面積が3,0haを超えない規模の区域において、区市が決定する「再開発等促進区を定める地区計画」について知事が受ける協議の指針として、町村が決定する「再開発等促進区を定める地区計画」について知事が同意する指針として策定するものである。

4 用語の定義

本運用基準において使用する主な用語の定義は、次に掲げるところによる。

- 地区計画** ⇒ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する「地区計画」及び同項第4号に規定する「沿道地区計画」
- 再開発等促進区** ⇒ 都市計画法第12条の5第3項に規定する「再開発等促進区」及び幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号。以下「沿道法」という。）第9条第3項に規定する「沿道再開発等促進区」
- 方針** ⇒ 都市計画法第12条の5第2項第3号に規定する「区域の整備、開発及び保全に関する方針」、沿道法第9条第2項第2号に規定する「沿道の整備に関する方針」並びに都市計画法第12条の5第5項第2号及び沿道法第9条第4項第2号に規定する「土地利用に関する基本方針」
- 地区整備計画** ⇒ 都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する「地区整備計画」及び沿道法第9条第2項第1号に規定する「沿道地区整備計画」
- 区域** ⇒ 地区計画、再開発等促進区及び地区整備計画を定める土地
- 街区** ⇒ 原則として、四方を都市計画施設、主要な公共施設、地区施設等の道路、公園などに囲まれた土地
- 地区の区分** ⇒ 区域を、地区計画及び地区整備計画で定める内容、事項などが同一の地区を単位として区分すること。
- 指定容積率（％）** ⇒ 用途地域に関する都市計画に定められている容積率
区域内等の指定容積率が、2以上の異なる容積率にわたる場合は、加重平均容積率とする（以下「本運用基準」における容積率、建ぺい率に関して同じ。）。
- 見直し相当容積率（％）** ⇒ 再開発、開発整備などによる土地利用転換や公共施設整備後、将来見直すことを想定した場合の指定容積率
- 計画容積率（％）** ⇒ 地区整備計画で定める「建築物の容積率の最高限度」
- 評価容積率（％）** ⇒ 地区計画の区域内及び周辺市街地環境の整備、改善等に資する貢献内容や建築計画などの優良性を評価して設定する容積率
- 見直し相当用途地域** ⇒ 再開発、開発整備などによる土地利用転換や公共施設整備後、将来見直すことを想定した場合の用途地域
- 指定建ぺい率（％）** ⇒ 用途地域に関する都市計画に定められている建ぺい率

地区施設	⇒ 都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する「地区施設」及び沿道法第9条第2項第1号に規定する「沿道地区施設」。主として区域内の居住者等の利用に供される道路、公園、緑地、広場その他の公共空地などのこと。
主要な公共施設	⇒ 都市計画法第12条の5第5項第1号及び沿道法第9条第4項第1号に規定する施設。 土地利用転換により新たに形成される区域に必要なもので、「都市計画施設」及び「地区施設」を除くもの
有効空地	⇒ 当該区域の環境整備に有効で公衆の使用に供する空地で、本運用基準第2策定基準1(10)イに適合するもの
有効空地面積 (㎡)	⇒ 有効空地の実面積に、本運用基準第3技術基準に定める有効係数を乗じて得た面積
有効空地率 (%)	⇒ 有効空地面積の合計の敷地面積に対する割合
広場状空地	⇒ 一団の形態を成す1,000㎡以上の空地
歩道状空地	⇒ 道路に沿って設ける歩行者用の空地
貫通通路	⇒ 区域内を貫通し、道路などの公共施設相互間を有効に連絡する主要な公共施設又は地区施設として位置付けられた歩行者専用通路
環境緑地	⇒ 樹木による植栽により、みどり豊かな市街地環境の形成を図るため、道路に沿って連続的に設けられた空地で、地区施設等に位置付けられたもの
屋上緑化	⇒ 建築物の屋上部分に樹木、多年草などを有効に植栽すること。
センター・コア・エリア	⇒ 「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針(平成27年3月：東京都)」(以下「都市開発諸制度活用方針」という。)で位置付けられた地域で、おおむね首都高速中央環状線の内側に位置する、東京圏の中核となるエリア
育成用途	⇒ 望ましい都市の実現のため、「都市開発諸制度活用方針」で定められた用途
企画提案書	⇒ 「再開発等促進区を定める地区計画」について、区域内の関係地権者、住民等による再開発、開発整備などの計画に関する提案内容を記載した資料
重要文化財指定建築物	⇒ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条による指定を受けた建築物

歴史的建造物等

⇒ 重要文化財指定建築物以外で、保存の位置付けがある歴史的建築物、ランドマーク、土木構造物、遺構等

保存緑地

⇒ 従前からある良好な自然状態を保存すべき一団の緑地

緑化率

⇒ 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）第14条第1項及び東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第39号）第6条第1項に規定する緑化基準に基づき算出した、敷地面積から建築面積を除いた数値と屋上の面積（屋上のうち建築物の管理に必要な施設に係る部分の面積を除いた面積）の和に対する地上部及び建築物上の緑化面積の合計の割合（%）

カーボンマイナス

⇒ 省エネルギー対策等によるCO₂の排出削減

一時滞在施設

⇒ 大規模災害の発生時に、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

待機スペース

⇒ 帰宅困難者が一時滞在施設内において待機するための空間

子育て支援施設

⇒ 「都市開発諸制度活用方針」で定められた子育て支援施設

高齢者福祉施設

⇒ 「都市開発諸制度活用方針」で定められた高齢者福祉施設

第 2 策 定 基 準

1 区域の要件

都市計画法第12条の5第3項又は沿道法第9条第3項に規定する土地の区域で、次の(1)から(14)までの内容に適合すること。

(1) 基本計画等との適合

「再開発等促進区を定める地区計画」を策定するに当たっては、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市再開発方針等（特に再開発促進地区への位置付け）、区市町村の都市計画に関する基本的な方針などの都市計画や「東京の都市づくりビジョン（改定）」、「都市開発諸制度活用方針」、「用途地域等に関する指定方針及び指定基準（平成14年7月東京都）」、「東京都景観計画」その他地域ごとの方針など（以下これらを合わせて「基本計画等」という。）に適合していなければならない。

(2) 基本的要件

「再開発等促進区を定める地区計画」を策定することができる地域は、再開発等に関する基本計画等があり、その計画に沿った将来目指すべき市街地像の実現を図るべき地域で、原則として、新たに道路、鉄道、鉄道駅等の都市基盤が整備されるなど、「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」に基づき用途地域などの見直しができ、かつ、原則として、計画容積率が、指定容積率を超える地域であること。

なお、現在工業専用地域に指定されている地域において「再開発等促進区を定める地区計画」を策定する場合は、計画区域内外の工業の立地動向や将来の市街地像などを勘案して行うこと。

(3) 規模

地区計画の区域などの面積の最低限度は、原則として表一1に示す面積以上とすること。

表一1

種 別	面 積 の 最 低 限 度		
地区計画の区域	定めない		
再開発等促進区	1.0ha		
地区整備計画の区域 及び区分された地区	0.1ha		
街 区			
敷 地	見直し相当 用途地域	商業系	500㎡
		その他	1,000㎡
	計画容積率	1,000%以上	5,000㎡

(4) 区域の設定

区域は、次のア、イの内容に適合させて設定する。

ア 地区計画及び再開発等促進区の区域

(ア) 区域の形状

土地利用転換を図る土地及び密接に関係する区域を含め、土地所有の状況、土地利用の現況及び将来の見通し、現在の用途地域の指定状況、見直し相当用途地域及び見直し相当容積率などを勘案し、可能な限り整った形状とすること。

(イ) 区域の境界

原則として、道路その他の公共施設、河川その他の地形、地物など、土地の範囲を明示するのに適当なものとする。

また、見直し相当用途地域及び見直し相当容積率を勘案し、将来の用途地域及び容積率の境界としてふさわしいものとするとともに、公共施設などの配置も考慮して設定すること。

(ウ) 区域の範囲

主要な公共施設、地区施設、建築物等の整備を行うために、ふさわしい広がりをもった範囲に設定すること。

イ 地区整備計画の区域

(ア) 区域の設定

原則として、街区単位で設定し、街区間相互は、計画の一体性が確保されていること。

(イ) 地区の区分

見直し相当用途地域、見直し相当容積率、方針の内容、地区整備計画で定める内容、事項などが一の地区内で異なる場合は、地区整備計画の区域を地区区分し、地区計画の計画書及び計画図に明示すること。

(ウ) 段階的策定

地区整備計画の策定及び地区の区分を段階的に行う場合にあっては、その各々が一以上の建築物を含む街区又はこれに準じる区域で、一団の市街地環境の形成を行う単位として適切なものとなるように定めること。

(エ) 区域の境界

原則として、地区計画の区域及び再開発等促進区の境界に準じるが、見直し相当用途地域、見直し相当容積率又は方針の内容が同一の区域間の境界は、敷地境界とすることができる。

(5) 主要な公共施設及び地区施設

合理的かつ健全な高度利用を目的とした土地利用転換と都市機能の増進を図るために、区域内には、新たな土地利用を支える主要な公共施設及び地区施設を定めなければならない。

なお、主要な公共施設及び地区施設には、都市計画施設を含まないこと。

(6) 道路

次のアからエまでの内容に適合した計画とする。

ア 主要な公共施設又は地区施設は、周辺の道路の整備状況、基本計画等における位置付けなどを勘案しつつ、土地利用転換後にふさわしい適切な形態及び配置を定め、その幅員は、原則として表-2に示す数値以上とし、区域外の同水準以上の位置付けの道路又は区域外の同水準以上の幅員の道路に連続的に接続し、適切な道路ネットワークを構成するように計画すること。

また、計画建築物などから生じる発生集中交通量等が、当該区域内及び周辺道路に与える負荷についての検証を行うなど、その影響を考慮するとともに、将来の道路の位置付けに配慮し、適切な水準の道路計画とすること。

表-2

見直し相当容積率 (Vo)	主要な公共施設の道路幅員	地区施設の道路幅員
$V_o < 300\%$	8m	6m
$300\% \leq V_o < 500\%$	12m	
$500\% \leq V_o < 700\%$	16m	8m
$700\% \leq V_o$	22m	

イ 区域内の一部の主要な公共施設の道路幅員については、当該道路に沿って歩道状空地（主要な公共施設又は地区施設に位置付けられるものに限る。）を設けるとともに、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を行うことにより、交通環境の上でより有効な計画となる場合は、その幅員を表-2に示す数値に含めることができる。

ウ 見直し相当容積率が300%未満の区域における地区施設の道路幅員については、道路のネットワーク構成上及び交通計画上、有効となる場合は、4mとすることができる。

エ 指定容積率を上回る計画容積率を定める場合には、建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第2項の規定に基づき、前面道路の幅員による容積率の低減を考慮して、十分な幅員の道路計画とすること。

(7) 公園、緑地、広場その他の公共空地（以下「公園等」という。）

計画、整備する主要な公共施設又は地区施設の公園等は、次のアからウまでに適合するものとする。

なお、施設計画は、原則として、都市計画法第33条に規定する開発許可基準を超える整備水準とすること。

ア 公園

公園の計画は、区域内及び周辺地域の公園の整備状況並びに整備計画、基本計画等における位置付けなどを勘案し、適切な形態、配置及び規模を定めること。

イ 緑地及び広場

緑地及び広場の計画は、休息、鑑賞、散策、運動などの利用目的にふさわしい空間として、適切な形態、配置及び規模を定めること。

ウ その他の公共空地

その他の公共空地は、区域内で道路、公園等の公共施設を補完する機能を有する空間として、適切な形態、配置及び規模を定めること。

歩道状空地は、連続的で、起伏などのない計画とし、駐車場の出入口、植栽、環境施設などを設置する場合は、それらの配置に十分注意し、歩道状空地の機能及び連続性を妨げないものとする。

また、道路に沿って環境緑地の積極的な設置に努め、道路や歩道状空地と一体となったオープンスペースとみどりのネットワークを形成し、潤いのある沿道空間の創出及び都市環境の形成に配慮した計画の実現を図ること。

(8) 施設の将来管理者及び所有者

主要な公共施設又は地区施設の将来管理者及び所有者については、表-3による。

表-3

施設の種類	所有者及び管理者	建築敷地の取扱い
道路	公共所有：公共管理	建築敷地から除外する。
公園		
緑地	①公共所有：公共管理 ②民間所有：公共との維持管理に関する協定の締結	原則として、建築敷地から除外するが、民間所有で敷地内の空地として一体的に管理できる場合は、建築敷地に含めることができる。
広場		
その他の公共空地		

(9) 計画容積率の設定

計画容積率は、将来の目指すべき市街地像、計画内容の優良性、当該区域及び周辺市街地に対する貢献度、計画規模と都市基盤施設等とのバランス、景観や環境に対する配慮、周辺市街地との調和などを総合的に判断して設定する。

(10) 有効空地

ア 有効空地の設置

地区整備計画の区域内には、市街地環境の整備及び改善並びに歩行者空間の確保及び利便性の向上を図るため、有効空地を設けること。

イ 有効空地の対象

有効空地は、下記の(ア)から(オ)までに定めるものとし、(ア)及び(イ)については、その面積は、100㎡を超えるものとする。

(ア) 区域内的の広場、緑地等の青空空地又は建築物の開放空間のうち、日常一般に開放される部分

なお、主要な公共施設及び地区施設で公共所有・公共管理となるものは除く。また、当該部分に設ける植栽、花壇、池泉その他の修景施設などを含み、自動車の出入り又は駐車する部分を除くものとする。

(イ) アトリウムなどの建築物の内部空間で、日常一般に開放されている部分
なお、区域の活性化を図るため、特に必要な場合に限るものとし、当該部分の有効空地面積の合計は、区域内的の全有効空地面積の2分の1未満であること。

(ウ) 屋上緑化の部分

(エ) 重要文化財指定建築物、歴史的建造物などの保存等に係る敷地の部分

(オ) 保存緑地の部分

ウ 有効空地率の最低限度

有効空地率は、表一4に示す数値以上とすること。

なお、有効空地率の最低限度には、屋上緑化の部分の面積は含まないものとする。

表一4

見直し相当用途地域	見直し相当容積率（ V_o ）	有効空地率の最低限度
住居系用途地域	$V_o \leq 500\%$	50%
工業系用途地域		40%
商業系用途地域	$V_o \leq 400\%$	
	$400\% < V_o \leq 700\%$	
	$700\% < V_o$	30%

エ 有効空地率の最低限度の特例

(ア) 有効空地率の最低限度に含めることができる部分

a 住居系用途地域における集合住宅の居住者用の共用庭などで、まとまった緑化空間が確保されることなどにより、その形態や機能が、景観上又は修景上、当該地域の環境形成に寄与する場合、その部分を有効空地率の最低限度の1/2まで含めることができる。

b 学校の校庭など地域コミュニティ育成の場として公開することができる場合は、その部分を有効空地率の最低限度に含めることができる。

なお、当該部分は評価容積率の評価対象とはしない。

(イ) 有効空地率の最低限度の緩和

当該建築物の形態や機能について、区域の活性化に著しく寄与するなど、都市計画上の利点があつて、より良好な計画となるとともに、周辺の市街地と一体的に良好な環境が確保される場合は、上記ウに示す基準によらないことができる。

オ 複数の計画建築物の敷地の取扱い

複数街区又は街区内の複数の敷地を、一体的かつ総合的に整備する計画においては、それらに含まれる複数の敷地を一つの敷地とみなして前記ウを適用する。

この場合は、有効空地などの規模、配置や連続性などの点から、その形態や機能が向上するとともに、計画建築物の配置などを含め、当該計画が周辺市街地に与える影響の低減などの効果が確実に確保されるように地区の区分を行い、地区整備計画を定めるものとする。

(11) 計画建築物の壁面の位置の制限

地区整備計画においては、街並み形成や都市景観などに配慮し、計画建築物の敷地（隣地及び道路）境界線から、壁面の位置の制限を下記により定める。

ア 東京のしゃれた街並みづくり推進条例（平成15年東京都条例第30号）第20条第1項により指定された街並み景観重点地区（以下「街並み景観重点地区」という。）など、条例や基本計画等に位置付けのある区域で、当該区域内の壁面の位置の制限について、都市計画上の考え方や数値がガイドラインや方針などで具体的に示されている場合は、これに適合すること。

イ 上記ア以外の区域においては、表-5に示す数値以上とする。

なお、近隣の土地の利用状況を勘案して支障がない場合や都市計画上の合理的な理由がある場合は、この限りでない。

ウ 道路に沿って歩行者交通の処理を適切に補完する必要がある場合には、壁面後退区域における工作物の設置の制限を行うこと。

表-5

計画建築物の部分の高さ（H）	壁面の後退距離
$H < 10\text{m}$	2m
$10\text{m} \leq H < 50\text{m}$	6m
$50\text{m} \leq H < 100\text{m}$	8m
$100\text{m} \leq H$	10m

(12) 計画建築物の高さの最高限度

ア 高さの最高限度

区域内の計画建築物の設計地盤面からの高さの最高限度は、下記により定める。

(ア) 街並み景観重点地区など、条例や基本計画等に位置付けのある区域で、当該区域内の建築物の高さについて、都市計画上の考え方や数値がガイドラインや方針などで具体的に示されている場合は、これに適合すること。

(イ) 上記（ア）以外の区域においては、表-6に示す式により算定した数値とすること。

なお、将来の土地利用の動向、周辺市街地に及ぼす影響などから見て、支障がない場合は、この限りでない。

表-6

見直し相当用途地域	高さの最高限度 (H _x)
住居系用途地域	$\frac{V_f \times A}{100 \times (A-B)} \times 9$
その他の用途地域	$\frac{V_f \times A}{100 \times (A-B)} \times 12$

H_x (m)：建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号による高さ

V_f (%)：計画容積率 + α

α (%)：共同住宅の共用廊下などの用に供する部分に相当する床面積の割合を算入した数値（開放性があることなどから、床面積に算入されない廊下等の部分を除く。）

A (㎡)：計画建築物の敷地面積

B (㎡)：有効空地面積

イ 各部分の高さ

前記アにかかわらず、計画建築物の各部分の高さは、下記によるものとする。

(ア) 街並み景観重点地区など、条例や基本計画等に位置付けのある区域で、当該区域内の建築物の各部分の高さについて、都市計画上の考え方や数値がガイドラインや方針などで具体的に示されている場合は、これに適合すること。

(イ) 上記（ア）以外の区域においては、以下のいずれかによること。

なお、周辺市街地に及ぼす影響などから見て支障がない場合は、この限りでない。

a 当該部分から道路中心線又は隣地境界線までの水平距離に5（塔状建築物については、周囲の状況により10）を乗じて得た数値を超えないこと。

b 上記 a に適合する建築物と同等の天空光を確保すること。

(13) 公共公益施設の整備の推進

周辺市街地の公共公益施設の整備状況や区域特性を踏まえ、表-7に掲げる公共公益施設のうち、計画区域に必要な施設の整備が行われる内容とすること。

なお、計画に当たり整備する公共公益施設の種類、規模、配置、費用の負担などについては、東京都、区市町村等の関係機関と協議し、計画に反映させたものとする。また、子育て支援施設については、「都市開発諸制度活用方針」に定める協議を実施すること。

表一七

	種 類	公共公益施設の名称
ア	交通補完施設	公共駐車場、公共駐輪場、交通広場、歩行者専用デッキ、地下鉄出入口、公共用歩廊、バスターミナル、タクシーベイ、地下コンコースなど
イ	供給処理施設	地域冷暖房施設、中水道施設、ゴミ中間処理施設、地域変電施設、自家発電設備、雨水貯水槽など
ウ	防災、保安施設	防災備蓄倉庫、防火貯水槽、防災機器収納庫、一時滞在施設、巡査派出所など
エ	地域コミュニティ施設 (子育て支援施設及び高齢者福祉施設を除く。以下同じ。)	図書館、地域集会所など
オ	福祉施設(子育て支援施設及び高齢者福祉施設を除く。以下同じ。)	障害者支援施設など
カ	子育て支援施設	「都市開発諸制度活用方針」で定められた子育て支援施設
キ	高齢者福祉施設	「都市開発諸制度活用方針」で定められた高齢者福祉施設
ク	歴史的、文化的環境の 保全、整備に資する施設	文化財保護法に基づく条例などの定めにより、現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物、土木構造物、遺構など

(14) 防火地域の指定及び高度地区の廃止

ア 防火地域の指定

見直し相当容積率が400%以上の区域は、原則として、防火地域を指定するものとする。

その他の地区整備計画の区域は、必要に応じて、防火地域を指定するものとする。

イ 最高限度高度地区の廃止

地区整備計画の区域で最高限度高度地区が指定されている場合は、原則として当該最高限度高度地区を廃止すること。

計画に当たっては、当該計画の実現が、都市環境及び周辺市街地に与える影響などに配慮するとともに、みどりや水など、自然との共生を図るため、次の(1)から(5)までに定める事項を踏まえた計画内容とする。

(1) 土地利用

計画区域について、基本計画等で示された将来の市街地像の実現を目指すとともに、周辺市街地の形成過程、今後の動向などに配慮しつつ、それらとの調和を図ること。

(2) 都市施設

都市施設との整合を図り、都市機能の維持及び増進並びに都市環境の保持及び質の向上を図ること。

なお、次のア及びイに定める事項については、計画区域の開発容量などが周辺地域の都市施設に与える負荷を適切に処理できる内容とすること。

ア 都市交通基盤施設への影響

当該区域の再開発などにより発生する交通量が、区域内及び周辺道路などを与える影響について、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル(平成26年6月:国土交通省都市局都市計画課)」などによる予測を行い、必要な対策を講じること。

なお、相当規模の土地の区域において再開発又は開発整備を行う場合は、それらの事業が順次、段階的に行われることが想定される。

こうした段階的な再開発又は開発整備を行う場合には、事業の途中段階において交通などに著しい支障が生じることが考えられるので、あらかじめ代替又は臨時施設での対応や、当該地区計画において定める主要な公共施設や地区施設の暫定整備、暫定供用を含め、それぞれの段階での発生集中交通量に関する予測調査を行った上で、関係部局と協議、調整し、計画を策定すること。

また、歩行者交通による歩道、地下鉄出入口、地下通路、地下広場などへの負荷など、計画区域外や周辺地域においても、一定の影響範囲での整備、改善の必要性の有無などに関する調査及び検証を行うこと。

イ 下水道等の供給処理施設に対する影響

下水、雨水、ゴミなどの発生量の予測を行い、関係行政機関と調整を図り、必要な対策を講じること。

(3) 防災への対応

計画建築物等の各施設及び有効空地は、東京都地域防災計画、区市町村の防災計画などに沿った内容とするとともに、次のアからオまでに定める事項に従い計画すること。

また、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）の趣旨を踏まえ、大規模災害時における建築物の自立性確保について、原則として一定レベル以上の取組を行うなど、より一層の帰宅困難者対策に努めること。

ア 予防措置

地盤、建築物の配置、構造、設備、材料などに留意して、災害の発生防止に有効な措置を講じること。

イ 避難

避難時間、避難人口密度などに留意して、適切な避難経路及び避難空間を確保すること。

ウ 消防

消防関係機関、地元消防組織などによる消防活動が円滑に実施できるよう配慮すること。

エ 落下物

落下物による危険を防止するよう区域内の有効空地、歩道状空地及び隣接区域に配慮した計画とすること。

オ 帰宅困難者対策等

(ア) 大規模災害時における建築物の自立性の確保

大規模災害時に、従業員や居住者などが計画建築物内に一定期間滞在することで、帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、「都市開発諸制度活用方針」に定める防災備蓄倉庫及び自家発電設備を設けること。

(イ) 一時滞在施設の整備

帰宅困難者のための一時滞在施設を整備するよう努めること。

なお、一時滞在施設を整備する場合は、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（平成27年2月20日：首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議）」に沿って整備及び運営が行われるよう努めることとする。

(4) 都市環境への配慮

環境に関する法令などの趣旨と内容を踏まえ、環境と共生する都市環境の形成のために有効な計画となるよう努めること。

また、東京における自然の保護と回復に関する条例第14条第1項及び施行規則第6条第1項に規定する緑化基準以上の緑化に努めるとともに、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に従い、より一層評価の高い優良な建築物となるよう積極的に努めること。

特に、省エネルギー対策等によるカーボンマイナス（CO₂の排出削減）については、原則として一定レベル以上の取組を行い、環境負荷の低減に寄与することとする。

ア 自然的環境

(ア) 緑化の増進

- a 緑あふれる東京の実現のため、地上の空地内及び屋上緑化のみならず、壁面や工作物などの緑化の推進、駐車場等の芝生化などを推進することとし、「都市開発諸制度活用方針」に定める「緑化基準値」を満たすこと。また、同方針に定める「緑化誘導値」への到達に努めること。
- b 「公開空地等のみどりづくり指針」等に基づき、緑地の配置や周辺の緑とのネットワークなどを考慮した質の高い効果的な緑化空間を形成するよう努めること。
- c 「都市開発諸制度活用方針」に定める「環境軸周辺」緑化推進エリアにおける開発は、厚みと広がりを持った豊かなみどりを確保するとともに、「環境軸推進計画書」で示された環境軸の形成に向けての配慮事項に適合すること。
- d 「都市開発諸制度活用方針」に定める「ヒートアイランド対策」緑化推進エリアにおける開発は、壁面の緑化、広場等の芝生化など熱環境に配慮した被覆対策を積極的に行うこと。
- e 周辺地域を含め、自然環境の創出、保全及び向上に有効な既存の緑地の保存と新たな植栽などによるみどりの創出及び回復を図ること。

(イ) カーボンマイナスの推進

環境性能に優れた計画を実現するため、計画段階から先進的な環境技術や高レベルのエネルギー仕様の導入を図ることとし、「都市開発諸制度活用方針」に定める「評価基準」を満たすこと。

また、各地区整備計画区域の建築物の床面積の合計が10,000㎡を超える場合は、同方針に定める「誘導水準」への到達に努めること。

(ウ) 日照など

周辺の土地利用の現況及び将来の市街地像並びに土地の自然的条件に配慮し、計画区域及び周辺地域の良好な環境を確保する計画とすること。

(エ) 風及び気流の環境

高層建築物を計画する場合は、当該区域の通風の確保や風害の防止など、風環境に十分配慮し、地域特性に応じた配置とするとともに、風洞実験その他のシミュレーションなどにより風、気流などの影響を予測し、その予防及び改善のための適切な措置を講じること。

イ 歴史的、文化的環境

当該区域又は周辺地域において、良好な歴史的、文化的環境が形成されている場合は、それらの街並み、コミュニティ空間などの維持、保全や継承、調和に十分配慮すること。

ウ 都市景観

(ア) 計画区域内における建築物などの各施設の高さ、形態、意匠などの景観形成要素は、東京都及び区市町村の景観計画などに適合するとともに、骨格的な都市景観や周辺市街地との均衡に配慮し、個性ある美しい空間の形成に寄与する計画とすること。

また、東京都及び区市町村の景観条例に基づき、景観関係部局と十分に調整を行うこと。

(イ) 街並み景観重点地区に指定される場合は、街並み景観ガイドラインを策定することを原則とし、質の高い都市景観の形成を図ること。

(ウ) 建築物などの形態、色彩などが周辺地域に与える影響については、個々の建築物のデザインだけでなく、建築物相互の調和に配慮するとともに、計画区域全体が、質の高い都市景観を創出する計画とすること。

(エ) 建築物と道路、空地との関係にも配慮し、質の高い、快適な空間の創出を図る計画とすること。

(オ) 有効空地内には、原則として、広告物その他の工作物の設置を行わないこと。

エ その他

資源の適正利用、省エネルギーに十分配慮した計画とすること。

計画建築物による電波障害の影響を軽減するとともに、影響に対しては適切な対策を執ること。

雨水の流出抑制に配慮した計画とすること。

(5) 福祉の都市づくり

ア 少子高齢・人口減少社会を踏まえた福祉施設の整備促進

少子高齢・人口減少社会に対応するため、子育て支援施設や高齢者福祉施設の整備促進を積極的に図ること。

イ 福祉のまちづくりの推進

東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）第14条第1項に定める整備基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に定める建築物移動等円滑化基準に適合するように努め、高齢者、障害者などをはじめ、全ての人が、施設などを安全かつ快適に利用できるよう、福祉のまちづくりに十分配慮すること。

第 3 技術基準

1 計画容積率の設定

計画容積率については、見直し相当容積率に評価容積率を加えた範囲内で、計画内容の優良性、当該区域及び周辺市街地に対する貢献度、計画規模と都市基盤施設等とのバランス、住宅など地域環境の育成及び整備に対する貢献度、景観に対する配慮、周辺市街地との調和等を総合的に判断して設定する。

なお、計画容積率は次に示す算定方式による。

$$\text{計画容積率} \leq \text{見直し相当容積率} + \text{評価容積率}$$

2 見直し相当容積率の設定

見直し相当容積率は、当該区域の都市構造上の位置付け、土地の高度利用や都市機能の増進への貢献度、都心居住の推進や業務商業機能の開発、整備及び育成への寄与などを勘案して、「用途地域等に関する指定方針及び指定基準（平成14年7月：東京都）」に基づき設定する。

その際、見直し相当用途地域及び見直し相当容積率は、計画区域又は周辺地域の骨格的な都市基盤施設等の整備状況などを勘案して、次の（1）から（3）までの内容を総合的に評価し設定する。

（1）都市構造上の位置付けの評価

基本計画等の位置付けなどを考慮し、用途地域及び容積率を総合的に評価する。

（2）骨格的な都市基盤施設（都市計画施設）の評価

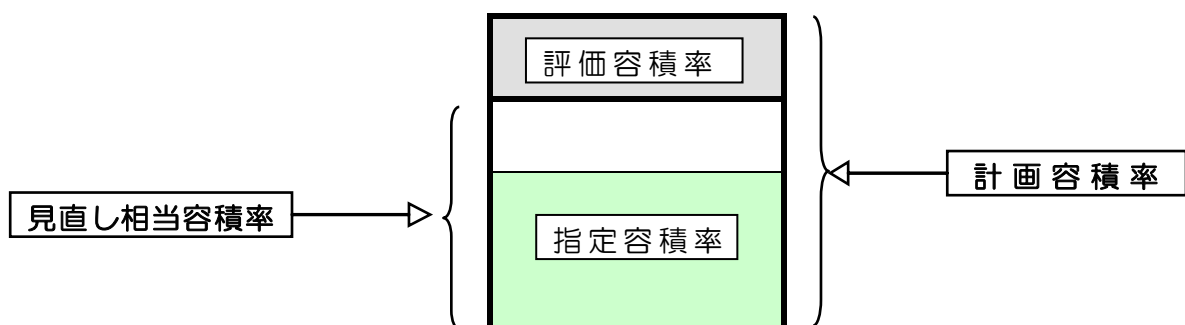
地区計画により骨格的な都市基盤施設を整備する場合又は既に完成された施設で開発規模などに応じた必要な対策が講じられている場合は、内容、貢献度などを総合的に評価する。

（3）主要な公共施設及び地区施設の評価

土地利用転換後に必要な施設であることから、見直し相当容積率で評価することを原則とする。

第2策定基準1（6）イの歩道状空地についても本項に基づき評価する。

なお、当該区域の公共施設が、既に土地利用転換後の区域に応じた整備水準にあり、特に地区計画によって整備する必要がない場合においては、これら既存の公共施設などを総合的に勘案し、適宜、第3技術基準3（5）に規定する「地区基盤施設の評価」により評価することができる。



3 評価容積率の設定の方法

原則として、地区整備計画の区域の区分された地区ごとに、再開発等の計画内容が当該区域及び周辺市街地の開発、整備に貢献する度合いなどを勘案し、次の(1)から(5)までの内容を総合的に評価して評価容積率を設定する。

評価の対象とする施設は、見直し相当容積率の範囲内で設けられたものに限ることとする。

また、容積不算入の扱いとなる施設の全部又は一部については、評価の対象にはしない。

なお、(2)から(4)までにおいて評価容積率設定の対象とする施設は、住宅及び第2策定基準1(13)表一7に掲げる施設とする。

(1) 有効空地の計画の評価

計画建築物の敷地内に設ける有効空地は、その形態、規模、配置、機能などにより、第3技術基準4「有効空地算定基準」に基づき、その実面積に有効係数を乗じて得た、有効空地面積に相当する面積や緑化の取組を勘案して、評価容積率を設定する。

(2) 区域環境の整備、改善及び向上に資する施設計画の評価

区域環境の整備、改善及び向上に資する施設計画で、次のアからウまでに掲げるものについては、計画内容及び整備水準に応じた評価を行うものとする。

ア 区域の交通環境の整備、改善等に資する施設の計画

交通補完施設等におけるその計画施設面積の敷地面積に対する割合を勘案した評価容積率を設定することができる。

イ 区域の供給処理機能の整備、改善等に資する施設の計画

供給処理施設等におけるその計画施設面積の敷地面積に対する割合を勘案した評価容積率を設定することができる。

ウ 災害に強いまちづくりへ貢献する施設の計画

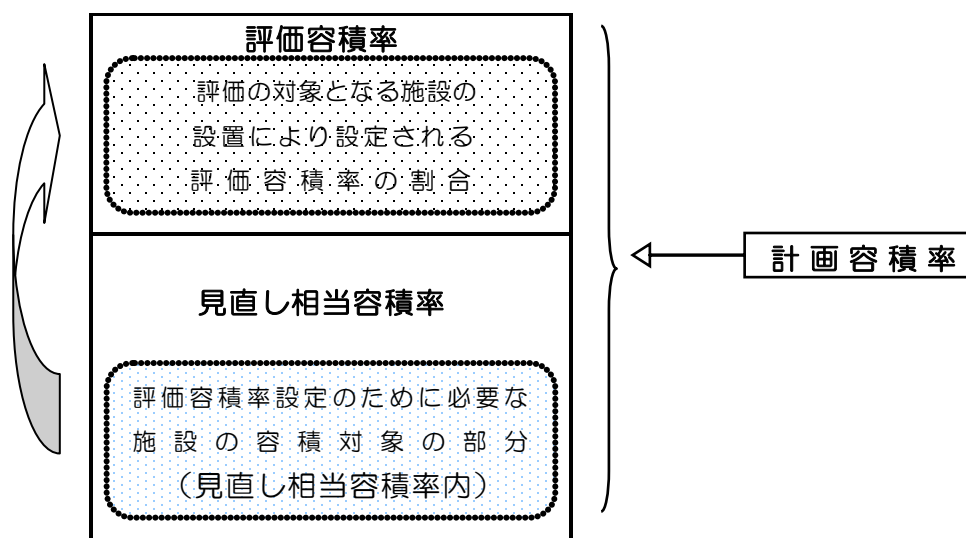
防災、保安施設等におけるその計画施設面積の敷地面積に対する割合を勘案した評価容積率を設定することができる。

なお、「都市開発諸制度活用方針」に定める基準に適合する一時滞在施設を設ける場合は、以下により評価容積率を設定することができる。

$$\text{待機スペースの床面積} \div \text{敷地面積} \times 100\% \times 0.4$$

(3) 地域の育成及び整備に貢献する施設計画の評価

都心居住の推進につながる住宅の供給など、地域の育成及び整備に貢献する施設を導入する計画で、次のアからウまでのものについては、計画内容及び施設の整備水準に応じて評価を行うものとする。



ア 住宅の供給の促進に寄与する施設の計画

下記のエリア内で計画された、住宅の用に供する床面積のうち容積対象部分の面積を評価の対象とすることができる。評価容積率については、それぞれ次に定めるところによる。

- (ア) センター・コア・エリア内で「都市開発諸制度活用方針」で位置付けられた「都心等拠点地区」以外において住宅を設ける場合

$$\text{住宅床面積のうち容積対象部分の面積} \div \text{敷地面積} \times 100\% \times 1.0$$

- (イ) センター・コア・エリア外で、かつ、環状七号線に囲まれた地域内において延べ面積の2/3以上の住宅を設ける場合

$$\text{住宅床面積のうち容積対象部分の面積} \div \text{敷地面積} \times 100\% \times 0.8$$

イ 文化、教育等及び地域社会のコミュニティの向上に貢献する施設の計画

地域コミュニティ施設等を計画するものに、次式で得られた値を評価容積率として適用することができる。

$$\text{地域コミュニティ施設等の床面積} \div \text{敷地面積} \times 100\% \times 0.5$$

ウ 福祉の向上に資する施設の計画

福祉施設等を計画するものに、次式で得られた値を評価容積率として適用することができる。

$$\text{福祉施設等の床面積} \div \text{敷地面積} \times 100\% \times 0.6$$

エ 子育て支援のために必要な施設の計画

子育て支援施設を計画するものに、次式で得られた値を評価容積率として適用することができる。

$$\text{子育て支援施設の床面積} \div \text{敷地面積} \times 100\% \times 1.0$$

オ 高齢者福祉の向上に資する施設の計画

高齢者福祉施設を計画するものに、次式で得られた値を評価容積率として適用することができる。

$$\text{高齢者福祉施設の床面積} \div \text{敷地面積} \times 100\% \times 1.0$$

(4) 歴史的、文化的環境の保全、整備に資する施設計画の評価

重要文化財指定建築物、歴史的建造物等の保存、修復など、歴史的、文化的環境の保全、整備に資する計画を行うものに評価容積率を設定することができる。

当該建築物の重要性、規模、公開性など、地域への寄与度などを勘案した評価容積率を以下のように設定することができる。

ア 建造物全体を登録文化財等として保存する場合には、その床面積等に相当する部の敷地面積に対する割合を評価容積率として設定できる。

イ 建造物全体の外観又は建築的に価値のある外壁などを保存する場合は、保存、修復等の困難性などに応じて、一定の評価容積率を設定できる。

(5) 地区基盤施設の評価

主要な公共施設及び地区施設については、整備水準等に応じて評価を行うものとする。

ア 主要な公共施設の評価

原則として、見直し相当容積率で評価するが、施設の内容、規模等を勘案し、区域特性を踏まえて評価することが妥当な場合は、本項により評価を行うことができる。

この場合、当該施設の整備内容、規模及び当該施設の都市機能の増進に対する貢献度などを勘案して、評価を行う。

イ 地区施設の評価

原則として、見直し相当容積率で評価するが、施設の内容、規模等を勘案し、区域特性を踏まえて評価することが妥当な場合は、本項により評価を行うことができる。

この場合、区域及び周辺市街地環境の整備、改善に資する貢献度などを考慮して評価を行う。

4 有効空地算定基準

(1) 有効空地による評価容積率の設定

有効空地による評価容積率は以下のとおりとする。

ア 評価容積率

有効空地により設定する評価容積率は、表一八に示す式により算定した数値とする。

なお、同表中のPは、有効空地率（有効空地面積／敷地面積）とする。

表一八

見直し相当用途地域	見直し相当容積率 (Vo)	評価容積率 (%)
住居系用途地域	$V_o \leq 500\%$	$(P - 40) \times 5$
工業系用途地域		
商業系用途地域	$V_o \leq 400\%$	$(P - 30) \times 5$
	$400\% < V_o \leq 700\%$	$(P - 20) \times 5$
	$700\% < V_o$	$(P - 10) \times 5$

(2) 有効空地面積

有効空地面積は以下のとおりとする。

ア 評価容積率設定に係る有効空地面積

評価容積率を設定する際には、対象とする有効空地の実面積に第3技術基準4(3)に示す有効係数や緑化係数を勘案して、有効空地面積を以下のように算定する。

評価容積率設定に係る有効空地面積
= 有効空地A(※1)の実面積 × 有効係数 × 緑化係数(※2)
+ 有効空地B(※3)の実面積 × 有効係数 × 緑化係数

※1 有効空地A
(3)イ(ア)緑化の特例及び(オ)保存緑地の特例の適用が可能な有効空地のこと。

※2 緑化係数
緑化率が40%未満の場合に適用する。

※3 有効空地B
有効空地A以外の有効空地のこと。

緑化係数は次のように定める。

(ア) 緑化率30%の場合、緑化係数0.95

(イ) 緑化率40%の場合、緑化係数1.00

(ウ) エリアごとに次のように定める。

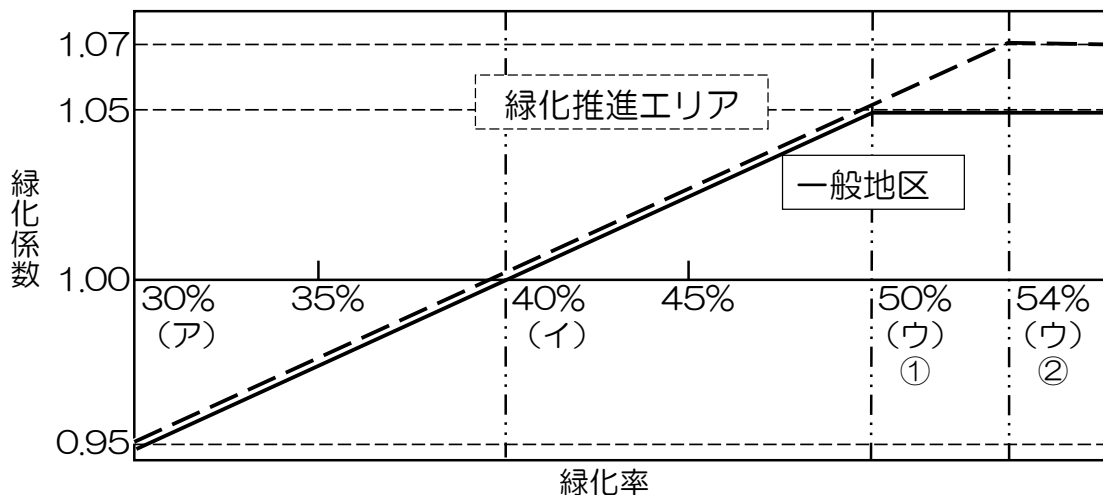
① 一般地区において緑化率50%以上の場合、緑化係数1.05

② 緑化推進エリアにおいて緑化率54%以上の場合、緑化係数1.07

なお、緑化率が(ア)、(イ)及び(ウ)の間の値の場合、それぞれの緑化係数の値の線形補完により算出するものとする。

また、複数街区を一体的かつ総合的に整備する計画で、同時に地区整備計画を定める都市計画決定を行う場合には、複数街区を一体的とみなして緑化率を適用することができる。

※線形補完



緑化率は以下の式により算出し、緑化面積の算出方法、算出対象などについては、東京における自然の保護と回復に関する条例及び東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の規定によるものとする。

$$\text{緑化率（\%）} = \frac{\text{地上部の緑化面積} + \text{建築物上の緑化面積}}{(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) + \text{屋上の面積※}} \times 100\%$$

※屋上の面積

屋上のうち建築物の管理に必要な施設に係る部分の面積を除いた面積

イ その他の有効空地面積

有効空地率の最低限度や計画建築物の高さの算定に係る有効空地面積は、対象とする有効空地の実面積に第3技術基準4（3）に示す有効係数を乗じて得た数値とする。

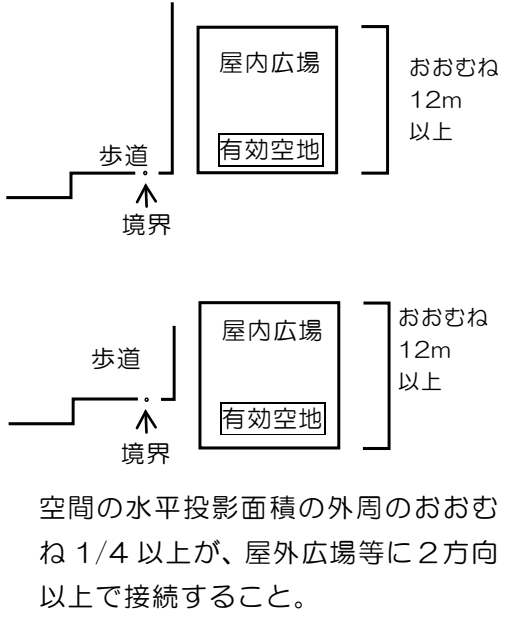
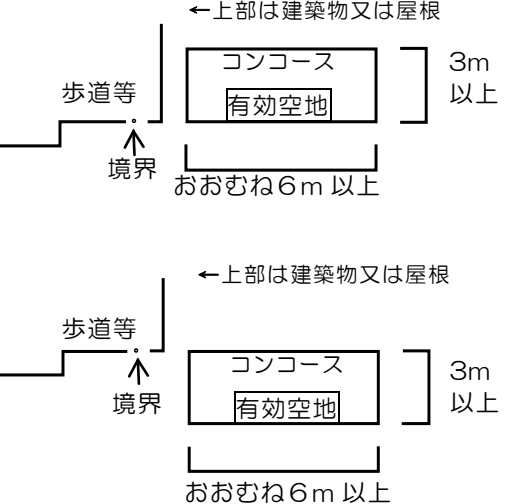
$\text{有効空地面積} = \text{有効空地の実面積} \times \text{有効係数}$

(3) 有効係数

ア 一般例

表-9

開放型空間	地上(地下)	有効空地と道路等との段差	有効係数
<p>青空空地型 プラザ パーク サンクンガーデン デッキなど</p>		<p>0 ~ 1.5m以内 1.0 1.5m超~ 3.0m以内 0.8 3.0m超~ 6.0m以内 0.6 6.0m超~ 12.0m以内 0.4</p>	
<p>側面開放型 ピロティ アーケード サンクンガーデンなど</p>	<p>・高さの幅に対する割合が1/1以上の場合</p> <p>・高さはおおむね5m以上とする。</p>	<p>0 ~ 1.5m以内 0.8 1.5m超~ 3.0m以内 0.6 3.0m超~ 6.0m以内 0.5 6.0m超~ 12.0m以内 0.3</p>	
	<p>・高さの幅に対する割合が 1/2 以上 1/1 未満の場合</p> <p>・高さはおおむね5m以上とする。</p>	<p>0 ~ 1.5m以内 0.6 1.5m超~ 3.0m以内 0.5 3.0m超~ 6.0m以内 0.4 6.0m超~ 12.0m以内 0.2</p>	

閉鎖型空間	地 上 (地 下)	有効空地と道路等との段差	有効係数
<p data-bbox="172 309 341 349">屋内広場型</p>	 <p data-bbox="392 757 858 878">空間の水平投影面積の外周のおおむね 1/4 以上が、屋外広場等に 2 方向以上で接続すること。</p>	<p data-bbox="896 474 1299 515">0 ~ 1.5m以内 0.4</p> <p data-bbox="896 564 1299 604">1.5m超~ 3.0m以内 0.3</p> <p data-bbox="896 654 1299 694">3.0m超~ 6.0m以内 0.2</p>	
<p data-bbox="172 1025 341 1236">コンコース型 地下通路、 ガレリア、 パッサージ ユなど</p>	 <p data-bbox="383 1550 849 1630">幅員おおむね 6m 以上で屋外広場等に 2 方向以上で接続すること。</p>	<p data-bbox="896 1214 1299 1254">0 ~ 1.5m以内 0.4</p> <p data-bbox="896 1303 1299 1344">1.5m超~ 3.0m以内 0.3</p> <p data-bbox="896 1393 1299 1433">3.0m超~ 6.0m以内 0.2</p>	

道路等 : 原則として、区域、地区及び街区の接する道路のレベルをいう。

道路等が複数ある場合は、それぞれの部分との段差とする。

また、空中歩廊、歩行者デッキ、地下歩行者ネットワークなどの施設に接続するものにあつては、その部分からの段差とする。

アトリウム（天窗開放型吹き抜け空間）など特別な場合は、この表によらず、別途その規模、形状などにより、有効係数を定める。

イ 特例

有効空地のうち、土地の高度利用、自然的環境の保護、回復、創出及び文化的環境の向上に資するよう計画された部分などについては、次の特例によることができる。

なお、下記（ア）の適用を受ける有効空地は、原則として有効空地面積の合計の2分の1を超えてはならない。

（ア） 緑化の特例

有効空地（専用庭及び青空駐車場の用に供するものを除く。）のうち、樹木、草木又は水面を配置する部分の特例は、次に掲げる内容とする。

a 地表部分の緑化の特例

有効係数は、（a）又は（b）を適用する場合には、表一9に定める有効係数に、1.2を乗じて得た数値とする。

（a）一定範囲の土地を柵、縁石等で区画し、その土地に適正に植栽する場合

a) 面積算定

その区画した部分とする。

b) 樹木の本数などの要件

土地10㎡につき、表一10に掲げる樹種と本数の樹木を植栽することを標準とする。

表一10

土地10㎡につき、植栽する樹木の樹種及び本数の組合せの標準	
高木（通常の成木の樹高が3m以上で、植樹時に2.0m以上のもの）	1本
中木（通常の成木の樹高が2m以上で、植樹時に1.2m以上のもの）	2本
低木（植樹時に樹高が0.3m以上のもの）	3本

（b）独立して植栽する場合

a) 面積算定

上記（a）に該当しない場合で、支柱をするなど樹木の生育及び保護のために適切な措置がとられているときに限り、表一11に掲げる数値とみなす。

表一11

樹種1本当たりのみなし算出面積の標準	
高木	3㎡
	植栽時に樹高が3mを超えるものは、その高さの7割を直径とする円の面積
中木	2㎡
低木	枝葉の拡がりが直径60cm以上あるものは1本あたり1㎡
	枝葉の拡がりが直径60cmに満たない場合は、低木（2～8本程度）を寄植えて、枝葉の拡がりが60cm以上に植栽することにより、1㎡とする。

b 屋上緑化の特例

(a) 有効空地面積

屋上緑化によって生じる緑化面積（植栽基盤の面積）に有効係数0.2を乗じて得た数値を有効空地面積として算定することができる。

この場合において、当該屋上緑化による有効空地面積は、第2策定基準一1（10）ウ及びエに定める有効空地率の最低限度を算定する場合の面積に加えることはできない。

(b) 屋上緑化に関する留意事項

屋上緑化に当たっては、次に掲げる事項に適合すること。

- a) 継続的な緑化の効果や建物の維持管理を考慮し、樹木、多年草などを有効に植栽すること。
- b) 土その他これに類するものを、植栽、樹木などの生育に必要な深さ以上入れることができる植栽基盤があること。
- c) 原則として、1㎡当たり低木1本以上の割合で植栽すること。
なお、植栽を中木で行う場合においては、中木1本を低木2本と、高木で行う場合においては、高木1本を低木3本とみなす。
- d) 緑地を維持し得る散水施設を設けること。
- e) 樹木や土壌が風などにより飛散することを防止すること。
- f) 建築物の躯体を、樹木などの根によって傷めることがないような樹種の選定及び防根を行うこと。

(イ) 歩道状空地の特例

歩道状空地のうち、歩道との段差がなく、歩道と歩道状空地を合わせた幅員が4m以上10m以下、かつ、延長が連続して20m以上ある部分の有効係数は、表一9に定める有効係数に1.2を乗じて得た数値とする。

なお、この部分に緑化があっても緑化の特例と重複して適用することはできない。

(ウ) 広場状空地の特例

広場状空地の有効係数は、表一9に定める有効係数に1.2を乗じて得た数値とする。

また、緑化の特例と広場状空地の特例を重複して適用する場合は、広場の空間形成や快適性、安全性などを考慮し広場としての質に配慮すること。

なお、広場状空地は、一団の形態をなす、1,000㎡以上の空地とする。

(エ) 重要文化財指定建築物、歴史的建造物等の保存等に係る敷地の特例

重要文化財指定建築物、歴史的建造物等の保存等に係る敷地の部分の有効係数は、1.2とする。

(オ) 保存緑地の特例

保存緑地の有効係数は、1.2とする。

なお、緑化の特例と重複して適用することはできない。

(カ) 環境施設の特例

歩道に面した有効空地などに、その区域の環境の向上に必要な施設（彫刻、モニュメント、水飲み施設、ベンチなど）を設置する部分の有効係数は、表一〇に定める有効係数に、1.1を乗じて得た数値とする。

(キ) 閉鎖型空間の特例

建築物の内部の歩行者専用通路などの空地が、区域内のネットワークを形成するよう計画され、地区計画の地区施設等の整備の方針に記載され、かつ、地区施設として位置付けられる場合は、その有効空地の係数は、表一〇に定める有効係数に0.2を加えて得た数値とする。

(ク) 貫通通路（区域内の歩行者専用通路）の特例

区域内の屋外空間を動線上、自然に通り抜けることができ、かつ、道路、公園等の公共施設相互間を有効に連絡する歩行者専用通路で、地区施設として位置付けられたものの有効係数は、表一〇に定める有効係数に1.2を乗じて得た数値とする。

なお、この部分に緑化があっても、緑化の特例と重複して適用することはできない。

5 評価容積率の最高限度等

(1) 評価容積率の最高限度及び評価容積率に充当できる用途の内訳

「都市開発諸制度活用方針」に定める区分に応じて、評価容積率の最高限度及びその用途の内訳を定めるものとする。

(2) 評価容積率の対象となる部分

見直し相当容積率の範囲内において設けられた用途についてのみ、評価容積率設定の対象とする。

(3) 事務所用途に関する制限

「職住近接ゾーン」においては、原則として事務所の用途に供する部分は、見直し相当容積率の範囲内とする。

なお、表一12に掲げる地域においては、見直し相当容積率の範囲内を超えて、事務所の用途に供する部分を設けることができる。

表一12

ア	事務所用途を導入することについて、基本計画等で都市計画上の位置付けがある地域
イ	周辺市街地との土地利用上の一体性を確保することが可能で、特に支障がない地域

(4) 住居系用途地域に関する制限

「センター・コア・エリア」の外側の地域で、かつ、「核都市」及び「一般拠点地区」以外の地域のうち、見直し相当用途地域が、住居系の用途地域である地域においては、評価容積率の部分の用途は、第一種中高層住居専用地域に建築できる建築物の用途に限定するものとする。

(5) 評価容積率の最高限度及び育成用途の設定

評価容積率の最高限度と育成用途に供する部分の割合は、表一 13 に示すとおりとする。

なお、育成用途には、表一 7 に掲げる公共公益施設を含めることができる。

◎ 評価容積率の最高限度【一般型】 表一 13

区域の位置		評価容積率の最高限度	育成用途の設定割合	
センター・コア・エリア内	都心等拠点地区	都心（更新都心、再編都心）	300% かつ 0.75V ₀ *1	評価容積率*2の1/2以上を育成用途とする。
		副都心（業務商業市街地ゾーン） 新拠点（業務商業市街地ゾーン）	300% かつ 0.75V ₀ *1	評価容積率*2のうち200%を超える部分を育成用途とする。
	複合市街地ゾーン	副都心、 新拠点、 都心周辺部	200% かつ 0.5V ₀ *1	評価容積率*2の1/2以上を育成用途とする。
		一般拠点地区	250% かつ 0.5V ₀ *1	評価容積率*2のうち200%を超える部分を育成用途とする。
		職住近接ゾーン	200% かつ 0.5V ₀ *1	——
センター・コア・エリア外	都心等拠点地区	核都市 （業務商業市街地地区）	300% かつ 0.75V ₀ *1	評価容積率*2のうち200%を超える部分を育成用途とする。
		一般拠点地区	250% かつ 0.5V ₀ *1	評価容積率*2のうち200%を超える部分を育成用途とする。
		その他の地域	200% かつ 0.5V ₀ *1	——

※1 V₀：見直し相当容積率

※2 第3技術基準3（2）ウにおける一時滞在施設による割増し部分は含まない。

(6) 評価容積率の最高限度及び住宅用途の設定

住宅の供給の促進に寄与する計画に対する評価容積率の最高限度と住宅用途の設定割合、育成用途の設定割合は、表一13にかかわらず、表一14に示すとおりとする。

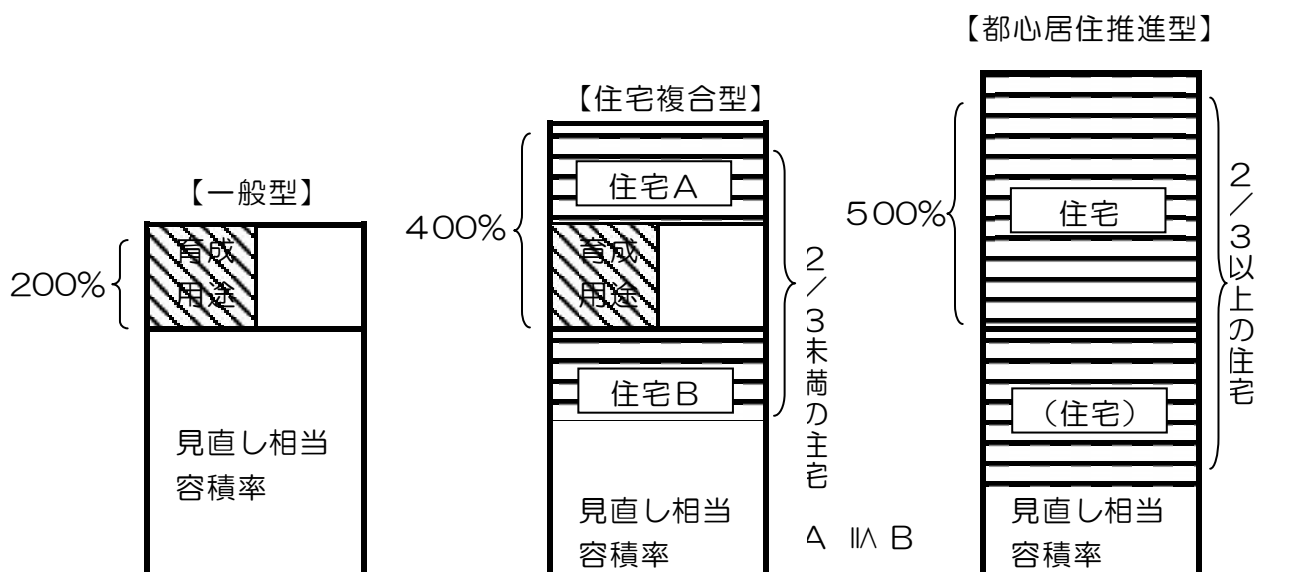
適用する区域は、センター・コア・エリア内で都心等拠点地区を除く地域とする。なお、下記の地域においては、上記にかかわらず適用することができる。

- ア 住宅を導入することについて、基本計画等で都市計画上の位置付けのある地域
- イ 周辺市街地の土地利用との一体性を確保することが可能で、特に支障がない地域

◎ 【都心居住推進型】 表一14

区域の位置	評価容積率の最高限度	住宅用途の設定割合	育成用途の設定割合
センター・コア・エリア内 (都心等拠点地区は除く。)	500% かつ 1.0V ₀ 【都心居住推進型】	建築物の延べ面積のうち、 2/3以上を住宅用途に 供する。	表一13は適用しない。
	400% かつ 0.75V ₀ 【住宅複合型】	住宅用途の割合が、2/3 未満の場合には、住宅用途 に限定して、表一13の評 価容積率の最高限度を超 えることができる。 なお、超える部分は、住宅 用途に供する延べ面積の 1/2を限度とする。	表一13を適用する。

(事例) センター・コア・エリア「副都心(複合市街地ゾーン)」における育成用途、住宅の用途の設定



(7) 高齢者福祉施設に係る評価容積率の最高限度

高齢者福祉施設を評価することにより容積率を割り増した場合には、高齢者福祉施設に限定して、表-13又は表-14の評価容積率の最高限度を超えることができる。

6 容積の適正配分

地区整備計画の区域内の区分された地区間で、容積の適正配分を行う場合は、それぞれの地区を同時に都市計画決定するものとし、適正配分後の計画容積率は、原則として表-15によるものとする。

(1) 適正配分後の計画容積率の限度

表-15

見直し相当用途地域	見直し相当容積率 (V_0)	計画容積率	
		配分先の 上限	配分元の 下限
商業系の用途地域	$600\% \leq V_0$	1,300% かつ $1.5V_0$	200%
	$V_0 < 600\%$	$1.5V_0$	50%
商業系以外の用途地域	—		

計画容積率が600%以上の区域については、地区整備計画に容積率の最低限度を定めるものとする。

この場合の最低限度の数値は、計画容積率1/3以上、かつ、現行の指定容積率以上とする。

(2) 容積の適正配分の特例

地区整備計画の区域内において、区分された隣接する相互の地区の間（道路等を挟んでいる場合を含む。）の容積の配分に限っては、当該計画が、周辺の市街地環境への配慮や区域内環境の向上により貢献した建築計画の実現に資し、あるいは、主要な公共施設等に位置付けられた広場などの有効性の確保と向上が認められ、かつ、容積の配分による交通負荷などの交通上の支障がなく、より優良な計画となる場合は、表-15のうち1.5とある数値は、これによらないことができる。

(3) 容積の適正配分の算定

原則として、地区整備計画の区域内の区分された地区ごとに算定した計画容積率の数値に、当該数値の定められた区域内の敷地面積を乗じたものの合計の範囲内で、建築物の容積を適正配分するものとする。

(1) 用途の適正配置の条件

一体的かつ総合的に整備する複数の街区又は地区整備計画の区域内の区分された相互の地区間において、一部の用途を集約することなどが、より良好な環境の形成、育成用途による区域の活性化などに寄与する計画となる場合は、育成用途などの建築物の用途を相互に適正に配置することができる。

なお、適用に当たっては、次のアからエまでに適合することを条件とする。

ア 用途の適正配置について、地区計画の方針に位置付けられていること。

イ 地区整備計画において、当該用途の制限、容積率の最高限度などが定められており、複数の街区又は相互の地区において、地区整備計画を同時に都市計画決定すること。

なお、基本計画等で、用途別のフレームや容積率が定められ、地区整備計画の区域内全体で、整合が図られる場合はこの限りでない。

ウ 地区整備計画の区域内の評価容積率の合計が、適正配置を適用しない場合の合計を超えないこと。

エ 地区整備計画の区域内で、本来必要となる育成用途などの面積の合計が、適正配置を適用しない場合の合計を下回らないこと。

第 4 計画内容の実現とその担保

「再開発等促進区を定める地区計画」において定める計画内容を確実に実現するために関係地権者、住民等は、次の1から4までに掲げる事項を行うものとする。

1 主要な公共施設、地区施設等の公共施設及び有効空地等の整備及び管理の確実性

主要な公共施設、地区施設等の公共施設、有効空地、住宅など、容積率の算定の対象となる施設などの整備は、本運用基準に基づく容積率の算定及び建築基準法の規定による認定等の条件となることから、対象となる区域や地区の建築物及び関連する施設が供用される時期に合わせ、行われるべきものである。

これらの施設等の整備は、「再開発等促進区を定める地区計画」についての企画提案を行った関係地権者、住民、開発事業者等の責任と費用の負担によって行われることを原則とする。

なお、これらの施設等を民間の地権者等が管理する場合は、関係地権者等と区市町村との間で、整備、維持及び管理に関する協定等を締結すること。

(1) 開発者負担の協議

地区計画の区域内の主要な公共施設及び地区施設の整備については、「再開発等促進区を定める地区計画」に関する企画提案段階で、区市町村、関係地権者、住民、開発事業者等の中で、それぞれの施設の整備の主体、規模、時期、将来の所有、維持、管理等について、事前に協議を行い、原則として都市計画決定前に、その協議内容について、協定等を締結し、その写しを企画提案書に添えて、東京都へ提出するものとする。

なお、地区計画及び再開発等促進区のみを定める場合には、開発動向等の状況を勘案して、協定内容は関係地権者、開発事業者等がそれぞれの施設を地区整備計画策定の段階までに確実に整備することを内容としたものとするができる。

(2) 開発者負担の内容

原則として、次のア及びイに掲げる施設は、計画区域内の関係地権者等の受益の限度に依りて、開発者負担で整備すること。

- ア 主要な公共施設及び地区施設
- イ その他の施設、有効空地など

当該区域の開発、整備に基づく計画の内容、開発容量、発生交通量などが、周辺市街地の環境に対して著しく影響を与えるおそれがある場合には、開発事業者等による区域外の公共施設等の整備を開発条件とし、開発事業者等は応分の負担をするものとする。

2 建築物等の制限内容の担保

(1) 都市計画による担保

地区整備計画では、地区計画の方針に沿って具体的に建築物等の用途、形態、規模等の制限を定めること。

公共施設等については、主要な公共施設、地区施設への位置付けを行うとともに、その他の有効空地についても、同様の位置付けを行うよう努めること。

住宅、公共公益施設など、評価容積率の設定の対象となる施設の用途の部分の容積率については、地区整備計画の容積率の最高限度にその内訳を記載すること。

(2) 建築制限条例による担保

建築物の敷地、構造、建築設備又は用途、形態に関する事項で、地区整備計画に定められたものは、原則として建築基準法第68条の2第1項に基づく条例で、これらに関する制限として定めなければならない。

3 有効空地等の維持管理

(1) 有効空地等の維持管理

「再開発等促進区を定める地区計画」の企画提案者又は建築主若しくは所有者（以下「所有者等」という。）は、次の各号に掲げる施設（以下「有効空地等」という。）の維持管理を適切に行うことについて、管理責任者を選任しなければならない。

また、管理責任者は、有効空地等を適切に維持管理し、その状況を1年ごとに東京都に報告しなければならない。

ア 有効空地

イ 第2策定基準2（3）オ（ア）に掲げる防災備蓄倉庫の用に供する部分

ウ 第2策定基準2（3）オ（イ）に掲げる一時滞在施設の用に供する部分

（ただし、第3技術基準-3-(2)ウに掲げる評価容積率の設定をするものに限る。）

(2) 公衆への周知

所有者等又は管理責任者は、有効空地等（上記（1）イに掲げる施設を除く。）について、その設定の対象とした部分を示す位置、内容、管理責任者などを記載した標示板を、一般の公衆、居住者など、施設の利用者に認知できるように、計画区域内の日常一般に公開される場所に設置しなければならない。

4 帰宅困難者対策の消防計画（事業所防災計画）への記載

所有者等又は管理責任者は、大規模災害時における建築物の自立性確保及び一時滞在施設の確保に係る部分について、その整備内容等を東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第10条に基づく事業所防災計画に記載し、東京消防庁に届け出るとともに、東京消防庁が受理した当該計画書の写しを東京都に提出しなければならない。

第 5 計画手続と運用システム

1 関係地権者、住民等による地区計画の提案、企画提案書の作成と提出

関係地権者、住民等が、東京都に対して地区計画に関する企画の提案及び都市計画手続の依頼を行うときは、企画提案書等の資料を提出するものとする。

資料の提出に当たっては、提案者全員の氏名又は名称及び住所を記載した書面を添付し、原則として、区を経由するものとする。

また、公共施設等に関する維持、管理等についての協定書等を添付するものとする。

東京都は、提出された企画提案書等について、本運用基準への適合性など、都市計画上の妥当性、計画の優良性など、提案された計画内容についての評価を行い、適当と判断される場合は、地区計画に関する都市計画の原案作成などの手続を進めることとする。

2 協議会等連絡体制の整備

企画に対する評価及び地区計画の決定については、本運用基準の実効性ある運用を図るために必要に応じて、東京都又は区市町村の地区計画担当部署が事務局となってまちづくり協議会などへの事務的な連絡及び執行体制の整備を行うものとする。

3 計画手続の流れ

「再開発等促進区を定める地区計画」は、当該区域における将来目指すべき市街地像の実現に向けて、関係地権者等の合意形成、関係機関との調整、企画提案、都市計画決定、建築基準法の申請などの諸手続、開発行為及び建築行為による開発、整備までのいくつかの段階を踏まえて進めていく計画である。

具体的には、次の手続を踏んで進めることが望ましい。

第 1 段階（準備段階）

区域内的の関係地権者、住民等によるまちづくり案の検討

- ① 将来目指すべき市街地像に向けてのイメージづくり
- ② 再開発等を行う旨の区域内的の関係地権者等の合意形成
- ③ 周辺市街地への説明、意見の聴取
- ④ 土地利用の転換など、将来の市街地像の基本計画づくり
- ⑤ 計画区域内及び周辺市街地の関係地権者のおおむねの合意形成

第2段階（企画段階）

地区計画制度適用のための諸条件の整理

- ① 将来目指すべき市街地像の明確化
- ② 望ましいまちづくりの手法の検討と選択
- ③ 基本計画等への適合性の確認
- ④ 区域内の関係地権者等による協議と合意形成
- ⑤ 地元区市町村の担当部署との協議、調整

第3段階（案の作成段階）

地区計画制度適用による都市計画決定を想定した企画内容についての合意形成

- ① 関係地権者、住民等の開発、整備予定者と計画内容について、東京都及び区市町村との協議、調整、計画内容などの確認
- ② 建築物や空地の形態や配置に関する計画について、特定行政庁による許可、認定を受けようとする者と特定行政庁との十分な調整
- ③ 計画に対する評価事項と計画施設などの整備内容の担保性確保の検討
- ④ 関係機関との協議、調整
- ⑤ 周辺市街地の住民等への説明、意見の聴取

第4段階（都市計画決定段階）

都市計画決定手続の直近の段階の具体的開発事項についての合意形成と都市計画に関する手続

- ① 都市機能の増進に対する寄与度や周辺市街地環境の整備、改善、向上に対する貢献度の確認
- ② 周辺住民に対する説明会の開催など開発、整備の内容についての周知、合意形成、協力
- ③ 計画、整備内容について、関係地権者間の最終的な合意形成
- ④ 関係機関との計画内容についての再確認
- ⑤ 企画提案書の提出、都市計画手続の依頼
- ⑥ 計画についての説明会の開催
- ⑦ 一連の都市計画手続
- ⑧ 再開発等促進区を定める地区計画の都市計画決定

第5段階（運用段階）

都市計画決定内容に基づく建築物に関する事項の許可、認定など、開発、整備についての具体化に向けての手續段階

- ① 主要な公共施設や地区施設の整備の確実性及び建築物等の計画内容の実現に関する担保と関係者間の合意形成
- ② 計画建築物に関する許可、認定
- ③ 建築確認など

第6段階（供用段階）

関係地権者、住民、管理者等が、完成した施設建築物、公共施設、空地などについて、計画当初のルールに従って、適切に維持、管理、運営、報告

第7段階（新たな展開段階）

当該区域において、再開発等促進区を定める地区計画により実現された市街地像とその手續を基に、周辺市街地のまちづくりへと展開、波及

第5段階までの計画手續のおおむねの流れは、「再開発等促進区を定める地区計画の流れ」による。

再開発等促進区を定める地区計画の流れ

関係地権者、住民等

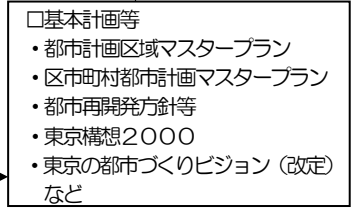
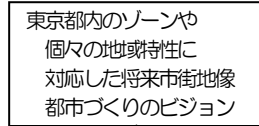
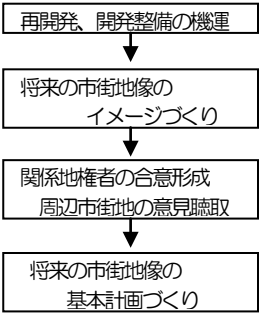
東京都・区市町村

関連事項

【第1段階】

(準備段階)

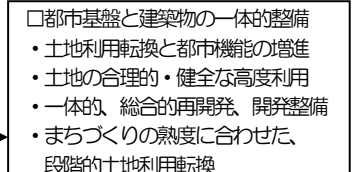
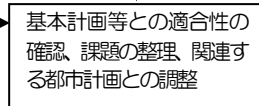
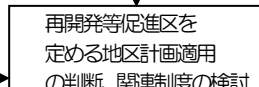
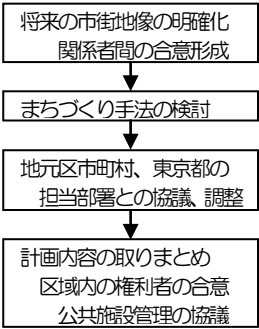
○ まちづくり案の検討



【第2段階】

(企画段階)

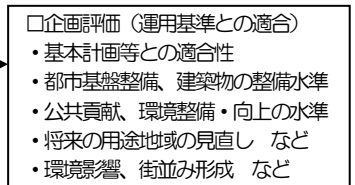
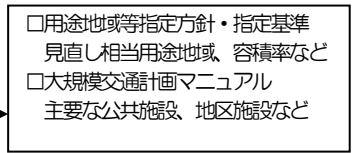
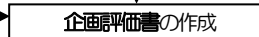
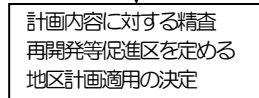
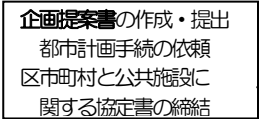
○ 地区計画制度の検討



【第3段階】

(案の作成段階)

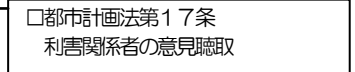
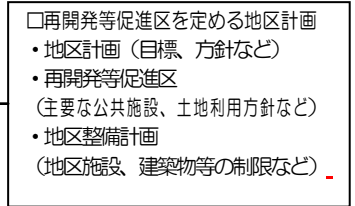
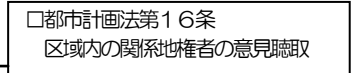
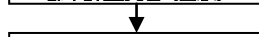
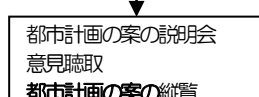
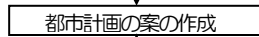
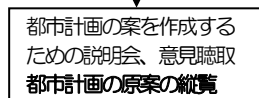
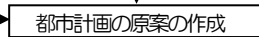
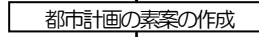
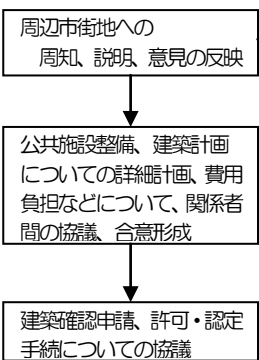
○ 企画提案書の作成



【第4段階】

(都市計画決定段階)

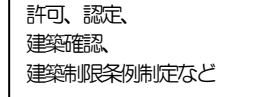
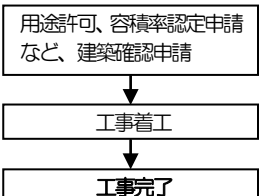
○ 都市計画手続



【第5段階】

(運用段階)

○ 許可、認定、建築確認手続



第 6 特例地区

下記の地区、地域においては、本運用基準第1から第5までに示す内容に適合することを原則としつつ、本章において示す内容によるものとする。

- 1 東京のしゃれた街並みづくり推進条例20条の規定による「街並み景観重点地区」
- 2 東京のしゃれた街並みづくり推進条例6条の規定による「街並み再生地区」
- 3 老朽化した住宅団地の建替えを行う地域など
- 4 幹線道路沿道の地域
- 5 臨海副都心（台場、青海、有明南、有明北の各地区）

1 街並み景観重点地区

街並み景観重点地区内においては、以下の規定によることができるものとする。

(1) 街並み景観の形成に資する計画の評価（評価容積率の設定）

街並み景観の形成に資する計画については、表一16に示す数値を、評価容積率として設定することができる。

表一16

		評価容積率の設定の要件	評価容積率
ア	街並み景観重点地区であること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街並み景観協議会により、当該区域の「街並み景観ガイドライン」に適合していると認められた建築物等の計画であること。 ○ 当該区域の「街並み景観ガイドライン」の考え方が、企画提案書に明記されること。 	50%
イ		<ul style="list-style-type: none"> ○ 街並み形成に関する考え方が、地区計画の目標などに明示され、地区整備計画において、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度及び形態又は意匠の制限などが、その趣旨を反映して定められていること。 ○ 当該地区計画の区域が、他の「街並み景観ガイドライン」策定区域と重なる場合又は隣接する場合で、それらの考え方を踏まえて、地区整備計画が策定されること。 	50%
ウ		<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記ア及びイの両方の要件を満たすこと。 	100%

(2) 街並み景観の形成に当たり配慮する事項

街並み景観づくりを推進するため、表－１７に掲げる事項に配慮すること。

表－１７

ア	スカイラインの形成に関する考え方 (建築物、建築物群の高さの最高限度及び各部分の高さに関する都市計画上の考え方を含む。)
イ	建築物の配置に関する考え方 (建築物の隣棟間隔についての考え方を含む。)
ウ	道路等の公共施設、空地の整備、修景に関する考え方 (歩行者空間についての計画を含む。)
エ	建築物の形態、意匠に関する考え方 (色彩、素材、意匠についての計画を含む。)
オ	緑化、植栽に関する考え方
カ	看板、サインの設置に関する考え方
キ	モニュメント、彫刻、アート等の環境施設の設置に関する考え方

(3) 評価容積率の最高限度と用途制限

評価容積率の最高限度及び育成用途などの割合は、表－１３及び表－１４によるものとする。

2 街並み再生地区

「街並み再生方針」において、当該街並み再生地区の特性などに応じ、街区再編まちづくりの推進のために必要な事項に関して、その考え方や数値などの定めが示された場合には、本運用基準を適用しないことができる。

3 老朽化した住宅団地の建替えを行う地域など

表一18の地域においては、本節の規定によることができるものとする。

表一18

ア	老朽化した住宅団地の建替えを行う地域(一団地の住宅施設の都市計画を廃止する場合を含む。)
イ	住居専用地域内で、農地等低未利用地を土地利用転換することなどにより、良好な住宅市街地形成を図る地域

(1) 区域の設定

地区計画の区域は、住環境の形成、保全及び公共施設の整備など周辺地域のまちづくりも勘案して、当該団地、農地などを含む適切な区域とすること。
原則として、当該団地、農地など全体を地区整備計画の区域とすること。

(2) 周辺市街地との調和

周辺市街地に及ぼす影響に十分配慮し、住宅の配置や高さなどについて、隣接する土地の利用状況等と調和した計画とすること。
住居専用地域等において、建ぺい率や絶対高さ制限の緩和を行う場合は、地域に定められている高度地区、日影規制などを考慮しつつ、原則として、境界部分における建築物の高さ等を抑制する計画とすること。

(3) 建ぺい率の緩和

見直し相当容積率を設定する場合は、見直し相当建ぺい率についても、用途地域等に関する指定基準に基づき適切に設定すること。
また、見直し相当容積率が現行指定容積率と同じ場合でも、隣接する土地の形状、利用状況等に応じて建築物の高さを抑えつつ土地の高度利用を図る必要があり、かつ、良好な環境の形成に必要な、適切な規模の有効空地や緑化空間を確保することにより、周辺市街地との調和が図られるときに限って、6/10を上限として、当該区域にふさわしい数値まで建ぺい率を緩和することができる。

(4) 絶対高さ制限の緩和

第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域における絶対高さ制限を緩和するときは、良好な周辺の住宅市街地の環境との調和を図り、当該区域の特性にふさわしいものとするため、20mの限度の範囲内で、必要に応じて地区整備計画の区域の区分された地区を単位として高さの最高限度を定めること。
原則として、東京都総合設計許可要綱に規定された絶対高さ制限に関する緩和基準(方位別斜線制限)の条件に合った、高さの最高限度制限を設定すること。ただし、土地利用の状況や緑地の確保等、計画上の配慮などにより、支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(5) 評価容積率の最高限度の緩和

上記アの地域で、見直し相当容積率が200%以下の区域においては、評価容積率の最高限度を100%かつ0.75倍とする。

(6) 壁面の位置の制限の緩和

第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域については、20m以下の絶対高さの制限が定められていることを考慮し、第2策定基準1(11)表-5のうち、6m(10m \leq H<50m)とあるのを、4m(10m \leq H<20m)と読み替える。

(7) 住環境等の継承、保全

樹木、緑地などのみどり、広場、集合住宅共用庭などの空地、歩行者専用通路などのネットワークなど、住環境形成に関する重要な要素については、継承及び保全を図ること。

4 幹線道路沿道の地域

沿道整備道路沿道の区域においては、道路交通騒音により生ずる障害の防止に有効である計画である場合は、第2策定基準1(10)及び(12)イ(イ)を適用しないことができる。

5 臨海副都心(台場、青海、有明南、有明北)

臨海副都心においては、表-19に掲げる基本計画等の中で、定めのある事項については、本運用基準の当該事項を適用しないことができる。

表-19

臨海副都心まちづくり推進計画	平成9年3月：東京都
臨海副都心における土地利用等の一部見直し	平成18年9月：東京都
臨海副都心有明北地区における土地利用方針等の一部見直し	平成26年7月：東京都
臨海副都心まちづくりガイドライン ー2014改定ー	平成26年7月：東京都
臨海副都心住宅整備計画	平成10年2月：東京都
臨海副都心青海GH・LM街区のまちづくりガイドライン	平成11年3月：東京都
有明北地区まちづくりマスタープラン	平成11年11月：東京都
有明北地区まちづくりマスタープラン一部見直し	平成19年12月：東京都
有明北地区(3区域西側)の土地利用方針の明確化について	平成21年6月：東京都
有明北地区まちづくりマスタープランの一部見直し	平成26年7月：東京都
有明北地区まちづくりガイドライン ー改定ー	平成26年7月：東京都

第 7 その他

本運用基準の施行に当たって、必要な細目は、別に定めるものとする。

附 則（平成 8 年 7 月 1 0 日付 8 都市地土第 1 4 7 号）

この運用基準は、平成 8 年 7 月 1 9 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 2 月 2 8 日付 1 2 都市地土第 4 3 5 号）

この運用基準は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 6 月 2 3 日付 1 5 都市政土第 1 1 8 号）

この運用基準は、平成 1 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 3 月 3 1 日付 1 7 都市政土第 5 5 9 号）

この運用基準は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 3 1 日付 1 8 都市政土第 5 9 9 号）

この運用基準は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 1 月 2 3 日付 2 0 都市政土第 5 1 4 号）

この運用基準は、平成 2 1 年 2 月 2 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 8 月 1 日付 2 3 都市政土第 1 8 7 号）

この運用基準は、平成 2 3 年 8 月 2 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 2 9 日付 2 4 都市政土第 8 6 2 号）

この運用基準は、平成 2 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 3 月 2 8 日付 2 5 都市政土第 8 5 1 号）

この運用基準は、平成 2 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年 3 月 2 7 日付 2 6 都市政土第 1 0 0 5 号）

この運用基準は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準 評価容積率（最高限度・用途の設定割合）早見表

	都市構造上の位置付け		評価容積率のメニュー			評価容積率全体の最高限度		評価容積率部分（あるいは、延べ床面積全体）に対する用途規制						
			空地による 評価容積率 の最高限度	住宅による 評価容積率 の最高限度	コミュニティ 施設、福祉施 設、歴史的建造 物、街並み形成 などによる 評価容積率の 最高限度	【一般型】	【都心居住推進型】	事務所用途規制など	育成用途の設定割合					
									【一般型】	【都心居住推進型】				
センター・コア・エリア内	都心等拠点地区	ア 都心(更新都心、再編都心)	限度なし	対象なし	限度なし	300% かつ 見直し相当容積率 ×0.75倍	対象なし ※3	—	評価容積率の1/2以上を、 育成用途とする。	—				
		イ 副都心 (業務商業市街地ゾーン)、 新拠点 (業務商業市街地ゾーン)							評価容積率の 200%を超える部分は、 育成用途とする。					
	複合市街地 ゾーン	ウ 副都心、 新拠点、 都心周辺部							200% かつ 見直し相当容積率 ×0.5倍		建築物の延べ面積 のうち、2/3 以上を住宅とする 場合 500% かつ 見直し相当容積率 ×1.0倍	—	評価容積率の1/2以上を、 育成用途とする。	「都心居住推進型」は、 育成用途の設置を必要 としない。 ※2の場合は、一般型同 様の育成用途を設置し なければならない。 【住宅複合型】
	エ 一般拠点地区	250% かつ 見直し相当容積率 ×0.5倍							評価容積率の 200%を超える部分は、 育成用途とする。					
	オ 職住近接ゾーン	200% かつ 見直し相当容積率 ×0.5倍							原則として、事務所の 用途に供する部分は、 見直し相当容積率の 範囲内とする。※1				—	
センター・コア・エリア外	都心等 拠点 地区	カ 核都市 (業務商業市街地地区)	限度なし	対象なし	300% かつ 見直し相当容積率 ×0.75倍	対象なし	—	評価容積率の 200%を超える部分は、 育成用途とする。	—					
	キ 一般拠点地区	250% かつ 見直し相当容積率 ×0.5倍						—						
	ク その他の地域	200% かつ 見直し相当容積率 ×0.5倍						見直し相当用途地域 が住居系の場合、第一 種中高層住居専用地 域の用途に制限する。		—	—			

※1 下記に掲げる場合は、基準容積率の範囲を超えて、事務所の用途に供することができる。
 (ア) 事務所を導入することについて、基本計画等で都市計画上の位置付けがある地域
 (イ) 周辺市街地との土地利用上の一体性を確保することが可能で、特に支障がない地域

※2 建築物の延べ面積のうち、住宅用途の設定割合が2/3未満であるが、育成用途の設定割合が、【一般型】の条件を
 満たしており、かつ、その最高限度を超えた部分を住宅用途とし、超えた部分の2倍以上の住宅用途を計画容積率の
 中で設定する場合は、400%かつ見直し相当容積率×0.75倍とする。⇒【住宅複合型】

※3 下記に掲げる場合は、住宅の確保による評価容積率を設定できる。
 (ア) 住宅を導入することについて、基本計画等で都市計画上の位置付けがある地域
 (イ) 周辺市街地との土地利用上の一体性を確保することが可能で、特に支障がない地域